

別表第1 建築行為の許可申請の区分、様式及び添付図書（第5条関係）

	許可申請の区分	様式	添付図書
(1)	法第53条第1項の規定による建築行為等の許可申請 (協議について準用)	様式第1号	・当該行為地が法第55条第1項の事業予定地内に所在する時は、別表第2に定める者の副申書 ・委任状（代理人が申請する場合に限る） ・申請地の位置が表示された都市計画図で縮尺2500分の1以上のもの ・配置図で縮尺500分の1以上の都市計画施設の計画線が記載されたもの ・求積図 ・各階平面図で縮尺200分の1以上のもの ・2面以上の立面図で縮尺200分の1以上のもの ・地籍重ね図で原本証明が記載されたもの ・公図で原本証明が記載されたもの ・登記簿謄本 ・名義人全員の借地承諾書及び印鑑証明書（借地の場合に限る） ・その他必要と認める書類→借地承諾書様式を明記
(2)	法第65条第1項の規定による建築物の建築その他工作物の建設の許可申請 (協議について準用)	様式第11号	・委任状（代理人が申請する場合に限る） ・申請地の位置が表示された都市計画図で縮尺2500分の1以上のもの ・配置図で縮尺500分の1以上の都市計画施設の計画線が記載されたもの ・求積図 ・各階平面図で縮尺200分の1以上のもの ・2面以上の立面図で縮尺200分の1以上のもの ・地籍重ね図で原本証明が記載されたもの ・公図で原本証明が記載されたもの ・登記簿謄本 ・名義人全員の借地承諾書及び印鑑証明書（借地の場合に限る） ・その他必要と認める書類
(3)	法第65条第1項の規定による土地の形質の変更の許可申請 (協議について準用)	様式第11号	・委任状（代理人が申請する場合に限る） ・申請地の位置が表示された都市計画図で縮尺2500分の1以上のもの ・行為地の境界が表示された地形図（国土基本図）で縮尺5000分の1以上のもの ・平面図で縮尺500分の1以上の都市計画施設の計画線が記載されたもの

			・縦横断図で縮尺50分の1以上のもの ・2面以上の立面図で縮尺200分の1以上のもの ・地籍重ね図で原本証明が記載されたもの ・公図で原本証明が記載されたもの ・登記簿謄本 ・名義人全員の借地承諾書及び印鑑証明書（借地の場合に限る） ・その他必要と認める書類
(4)	法第65条第1項の規定による移動の容易でない物の設置若しくは堆積の許可申請 (協議について準用)	様式第11号	・委任状（代理人が申請する場合に限る） ・申請地の位置が表示された都市計画図で縮尺2500分の1以上のもの ・配置図で縮尺200分の1以上の都市計画施設の計画線が記載されたもの ・平面図で縮尺は随意のもの ・2面以上の立面及び断面図で縮尺は随意のもの ・地籍重ね図で原本証明が記載されたもの ・公図で原本証明が記載されたもの ・登記簿謄本 ・名義人全員の借地承諾書及び印鑑証明書（借地の場合に限る） ・その他必要と認める書類

(備考)

- 1 添付図面又は縮尺について、行為の態様により市長が支障ないと認めるときは、その一部の免除、又は縮尺の規定を免除できるものとする。
- 2 添付図面のうち、配置図及び平面図は併せて作成することができるものとする。

別表第2 当該行為地が法第55条第1項の事業予定地内に所在する時の許可権者

	区分	許可権者
(1)	当該事業地について法第55条第4項の規定による同条第1項の指定の公告のみなされている場合	市長
(2)	当該事業予定地について、法第55条第4項の規定による同条第1項の指定の公告並びに第56条第1項の規定による土地の買取の申出及び第57条第2項本文の規定による届出の相手方の公告がなされている場合	当該土地の買取りの申出及び届出の相手方として公告されている者